

公告 07-第5号

令和8年1月6日

被保険者各位

ディスコ健康保険組合

## 任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条の規定による被保険者(任意継続被保険者)の保険料算定にかかる、令和7年9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額の平均値を、通達『昭和51年6月16日保険発第63号の2』に基づき通知します。

記

令和8年度の任意継続被保険者の標準報酬月額については、次のとおりとする。

### 1.2. いずれか低い額をもってその者の標準報酬月額とする

1. 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失した時の標準報酬月額
2. 令和7年9月30日の平均標準報酬月額929,350円を標準報酬月額の基礎額とみなした標準報酬月額 [ 930,000円 (42等級) ]

・適用年月日

令和8年4月1日～令和9年3月31日

以上